

かほく市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会

日時:平成 29 年 2 月 6 日(月) 13:30～14:30

場所:かほく市役所 議会庁舎 第 1 会議室

内 容

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要について …資料 1
 - (1) 総合事業の概要
 - (2) 指定・運営規準等
 - (3) かほく市の総合事業の類型案
 - (4) 今後のスケジュール

2. 利用者周知について …資料 2
 - (1) 該当者への案内チラシ
 - (2) 広報等

3. サービスの流れ・ケアマネジメントについて …資料 3
 - (1) サービス利用までの流れ
 - (2) 介護予防ケアマネジメント
 - (3) 基本チェックリスト

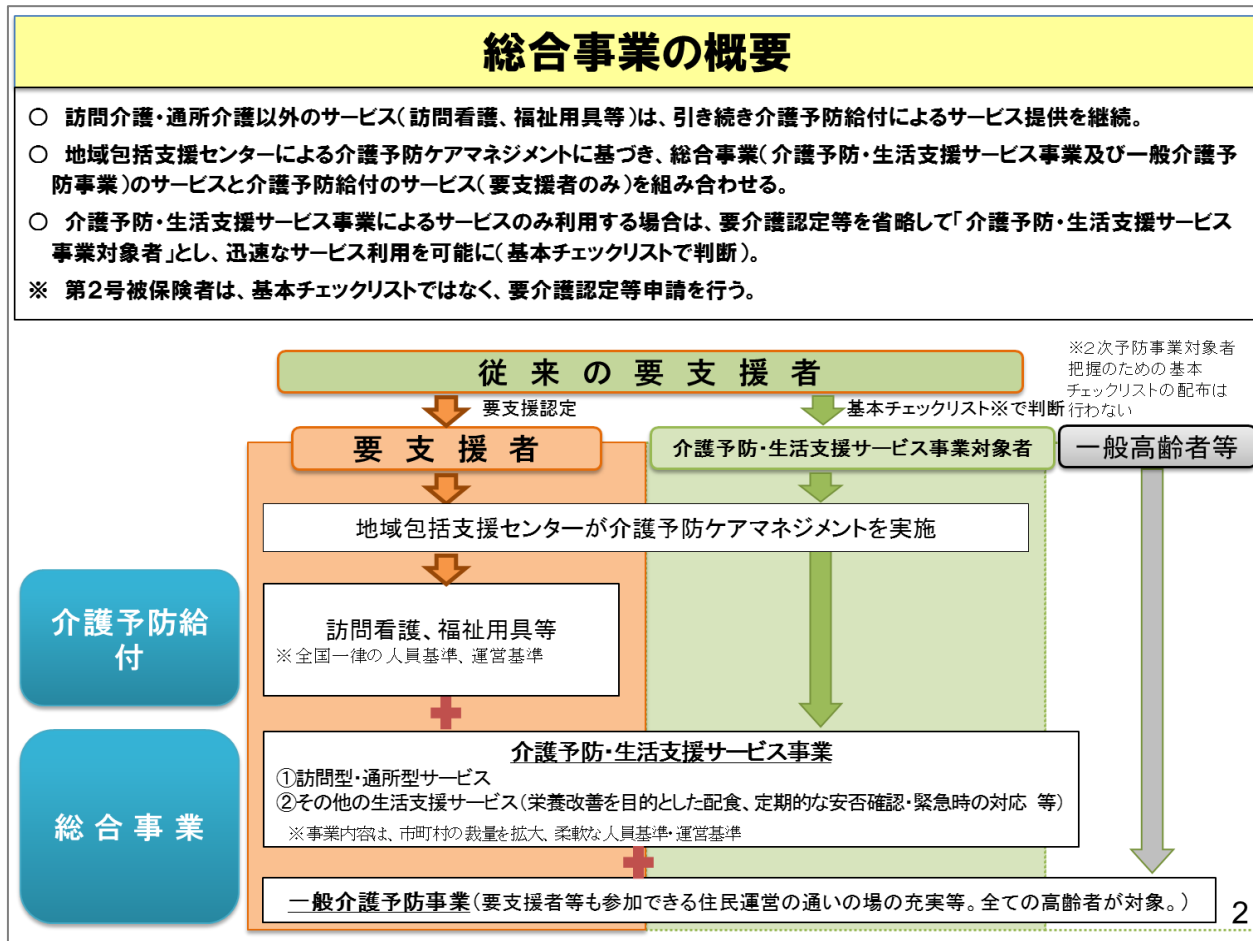
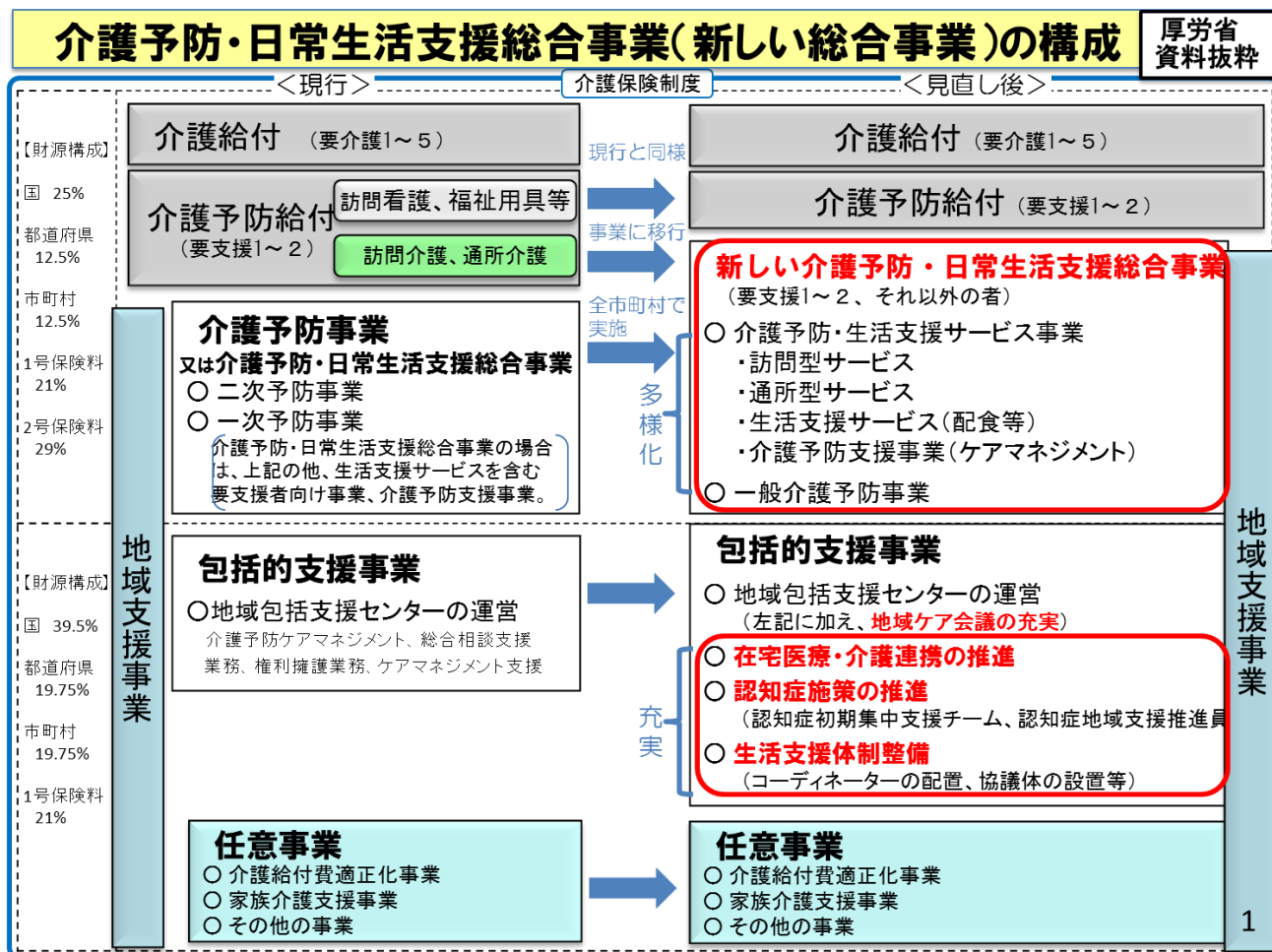
4. 指定申請・契約業務等について …資料 4
 - (1) 指定申請
 - (2) 事業者と利用者の契約等

5. 国保連請求について …資料 5
 - (1) 被保険者証等
 - (2) 国保連請求
 - (3) コード表

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

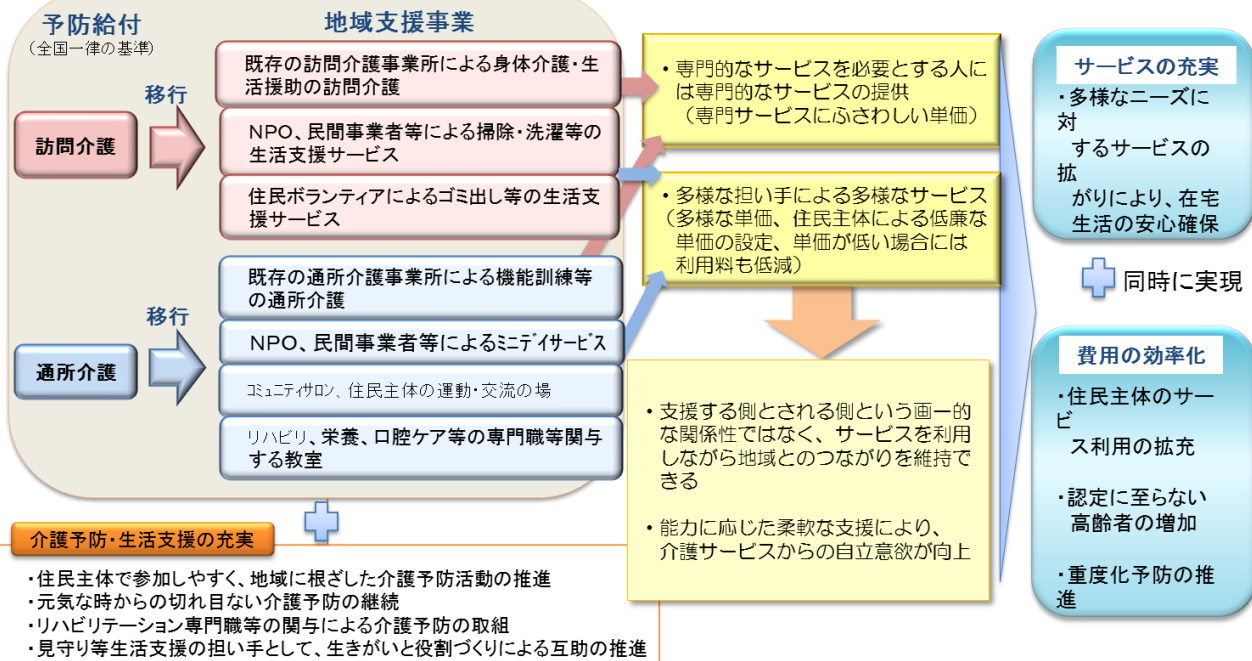
資料 1

(1) 総合事業の概要



総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



3

サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○ 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○ 以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○ 状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※ 3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

4

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

5

参考) 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン H27.6.5 より

【参考】総合事業への指定事業者制度の導入

- 給付から事業への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、市町村の事業の実施方法も多様となる。国が介護保険法に基づきガイドライン(指針)を定め、円滑な移行を支援。
- 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入
 - ・指定事業者制により、事業者と市町村の間で毎年度委託契約を締結することが不要となり、事務負担を軽減
 - ・施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者(訪問介護・通所介護)を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、事務負担を軽減するとともに、円滑な移行を図る
 - ・審査及び支払についても、現在の予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会の活用を推進

<介護予防給付の仕組み>

- ・指定介護予防事業者
(都道府県が指定)
- ・介護報酬(全国一律)
- ・国保連に審査・支払いを委託

円滑な移行
(訪問介護・通所介護)

<新しい総合事業の仕組み>

①指定事業者による方法(給付の仕組みと同様)

- ・指定事業者(市町村が指定)
- ・単価は市町村が独自に設定
- ・国保連に審査・支払いの委託が可能

②その他の方法

- ・事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施
- ・委託費等は市町村が独自に設定
(利用者1人当たりにかかる費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定)

(必要な方への専門的なサービス提供等)

- ・ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスを必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供
- ・専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進
- ・国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援

6

(2) 指定・運営基準等

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」より一部抜粋

① 総合事業のみなし指定の規定

(改正法の規定)

- 総合事業の移行に当たって、総合事業に係る規定の施行日前日である平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、当該施行日において、総合事業による指定事業者の指定をみなす(改正法附則第13条)旨の規定を設けている。

〈みなし指定の対応表〉

既存の指定(平成27年3月31日)	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定

※なお、総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施又は委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていない。

- なお、事業者がみなし指定を希望しない場合は、事業者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、総合事業の指定をみなさない(改正法附則第13条ただし書)。

(みなし指定の有効期間)

- みなし指定の有効期間については、平成30年3月末までとする。(施行規則附則第31条)
- 予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付による指定の効力も残るため、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力を生じる。

(みなし指定事業者の基準やサービス単価、利用者負担)

- みなし指定に係る事業者が提供するサービスの基準や報酬単価、利用者負担割合については、国が定めたもの(予防給付)を勘案して市町村が定める。
- みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がある。

(みなし指定の効力の範囲)

- みなし指定は、全市町村に効力が及ぶ。みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶことになることから、事業所が所在している市町村以外の市町村の被保険者が利用している事業所については、両市町村の指定更新が必要となる。

(2) 総合事業の基準等

(事業の基準等)

訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準

	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
訪問型サービスの基準	人員 ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士・実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・従事者 必要数
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

通所型サービス(第一号通所事業)の基準

	現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
通所型サービスの基準	人員 ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 15人～ 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 15人～ 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・従事者 必要数
設備	・食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

(事業の実施方法)

- 従来の予防給付から総合事業に移行するサービス事業については、現行の給付と同様、指定事業者制度及び国保連合会の審査支払の枠組みが新たに設けられている（法第115条の45の3）。
- 住民主体の支援を効果的に総合事業の中で実施することができるよう、委託や補助（助成）する方法も可能とされた。その際、サービス利用者の人数、利用者の氏名、被保険者番号、要支援者・事業対象者の別、提供したサービスの内容等を報告する必要がある。

(介護予防ケアマネジメント)

- 介護予防ケアマネジメントについては原則地域包括支援センターが実施するものであることとするが、現行の予防給付（介護予防支援）と同様、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に一部委託することが可能である（法第115 条の47 第5 項及び第6 項）。
- ※単価は予防給付における単価以下で設定。

(訪問型サービス・通所型サービスにおける内容に応じた事業実施の方法)

- 介護サービス事業者の従業者による現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスについては、総合事業の指定を受けた事業者によるサービス提供により、給付管理等も行いつつ、事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 緩和した基準による生活支援、ミニデイサービスのうち、指定事業者制度を活用して行われるものについては、給付管理を行う。一方、要支援者等の参加人数に応じて支払うサービスについては、委託や補助により実施する。

(指定事業者制度の概要)

- 予防給付と同様、要支援者等が市町村長が指定した事業者によるサービスを利用した場合に、第1号事業支給費を支給することにより、総合事業の実施とみなす規定が新たに定められ、さらに、指定や更新、取消等その手続として必要な事項が定められている。
- 総合事業を実施するに当たっては、国で定める「必ず遵守すべき基準」として以下の4つの基準を規定。
 - ・ 事故発生時の対応
 - ・ 従事者又は従事者であった者による秘密保持
 - ・ 従事者の清潔保持と健康状態の管理
 - ・ 廃止・休止の届出と便宜の提供
- 指定事業者に対して支払う第1号事業支給費の額については、予防給付の介護予防訪問介護等に相当するサービスの額を規定したほか、食事代等の実費相当の費用を事業の対象費用から除くことや、介護給付の利用者負担割合（原則1割。一定以上所得者は2割）等を勘案して利用者負担を定めることを規定している。（施行規則第140 条の63 の2）

(市町村の裁量による指定・指定拒否)

- 総合事業は、市町村の指定について裁量が認められる幅は広いことを想定している。市町村はその事業者の指定申請に対しては、公募等により、既存のサービスの量の兼ね合いを踏まえつつ、介護保険の運営において適切と認められる事業者に限って指定し、又は要綱に規定された計画量を超える場合などは指定を行わないなどの取扱いも考えられる。

(指定の有効期間)

- 指定の有効期間について、現行の予防給付では一律6年と定められている。総合事業においては、市町村において地域の実情に応じてその期間を検討し、定める。

(他市町村における指定事業者の指定)

- 予防給付の指定事業所として介護予防訪問介護等を行っている事業者については、原則どの市町村においてもそのサービスを利用することは可能となる。
 - 一方、平成27年4月以降に指定された事業者については、当該経過措置の対象とならず、平成30年4月以降は、みなし指定の事業者についても、それぞれの市町村に更新申請が必要になる(当該事業所のサービスを利用する要支援者等に他市町村の被保険者がいる場合には、当該市町村にも更新申請を行う必要がある。)。
- 市町村は、他の市町村に所在する事業者のサービスを利用する被保険者の便の観点から、当該事業所の指定について配慮することが適当である。また、事業所も、所在市町村以外の市町村の利用者がいる場合は、当該他の市町村への指定申請の手続きを行うことが適当である。

(指定事業者に対する指導・監督)

- 市町村は、都道府県等による給付の指定事業者の指導・監督において不適切な事例が見つかった場合に、都道府県と連携して指導・監督を行う。

(その他)

- 事業を廃止又は休止しようとする指定介護予防サービス事業者は、その廃止又は休止の1カ月前までにその旨を都道府県知事に届け出なければならないが、総合事業の指定においても市町村において同様の規定を設け、届け出があった場合には必要に応じて利用者の受け入れ先の調整などを行うことが望ましい。

(3) かほく市の総合事業の類型

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス類型 (案)

「立」と「ええ合」のまちづくり＝
 1. 地域でつながる住民主体の介護予防
 2. 自立支援型ケアマネジメントへの支援
 3. 多様なニーズに応じた多様なサービス

サービス名	サービス内容	対象者	対象者の判断基準	サービス提供者	実施方法	コード	単価	利用者の負担	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント単価
訪問介護 (現行相当)	本人の心身の状況に応じた、専門的な身体介護・生活援助	認知機能の低下者、日常生活に支障のある疾患のある者等	要支援1.2と認定された者を基本とする(または要支援1.2相当と判断された者)	訪問介護事業所	事業者指定	A1 (A2)	月ごとの包括払い (国の示す単価) 要支援1相当…週1回利用 11,680円/月 要支援2相当…週2回利用 23,350円/月 初回加算…2,000円 処遇改善加算…有	1割 (高所得者2割)	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画作成	
生活支援サービス (基準緩和A)	生活援助 (掃除・洗濯・調理等)	日常生活に支障のある疾患のある者	認定がなく基本チェックリスト等で判断された者を基本とする	訪問介護事業所 (基準は緩和 -訪問介護員または一定の研修受講者)	事業者指定	A3	月ごとの包括払い (現行の軽度生活援助相当) 週1回利用 8,600円/月	1割 (高所得者2割)	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画必要に応じて作成	
軽度生活援助サービス (基準緩和B)	簡易な生活援助 (簡単な調理・掃除・玄関先でのゴミの分別・買物代行等)	高齢者のみ世帯の虚弱高齢者	基本チェックリスト等で判断された者	シルバー人材センター	委託	X	1回ごとの出来高払い 1,750円/回	200円	ケアマネジメントC 初回ケアマネジメントのみ 個別サービス計画任意	4,000円/件 初回加算 3,000円
通所介護 (現行相当)	食事・入浴などのサービスや生活機能向上のための体操や筋力トレーニングなど	認知機能の低下者、日常生活に支障のある疾患のある者等	要支援1.2と認定された者を基本とする(または要支援1.2相当と判断された者)	通所介護事業所	事業者指定	A5 A6	月ごとの包括払い (国の示す単価) 要支援1…週1回利用 16,470円/月 要支援2…週2回利用 33,770円/月 運動器加算…2,250円/月 事業所加算…1,200円/月 処遇改善加算…有	1割 (高所得者2割)	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画作成	
ミニデイサービス (基準緩和A)	運動・リクリエーション等	自立支援が必要で、閉じこもり傾向にある高齢者	基本チェックリスト等で判断された者を基本とする	通所介護事業所 (基準は緩和 -従事者は必要数、資格要件無、3㎡×利用定員)	事業者指定	A7	月ごとの包括払い (現行の二次予防事業相当) 週1回利用 14,300円/月	1割 (高所得者2割)	ケアマネジメントA ケアプラン作成 モニタリング実施 個別サービス計画必要に応じて作成	

※訪問型サービス内、通所型サービス内でのサービスの併用は出来ない。

※介護予防ケアマネジメントA:	指定を受けた事業所のサービスを利用する場合	アセスメント	ケアプランの作成	サ―ビス担当者会議	利用者への説明・同意	ケアプランの確定・交付	サ―ビス利用開始	モニタリング(給付管理)
介護予防ケアマネジメントB:	指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合	アセスメント	ケアプランの作成	(サ―ビス担当者会議)	利用者への説明・同意	ケアプランの確定・交付	サ―ビス利用開始	モニタリング(適宜)
介護予防ケアマネジメントC:	補助・助成サービスやその他の生活支援サービスを利用する場合	アセスメント	ケアマネジメント・結果案作成		利用者への説明・同意	ケアプランの確定・送付	サ―ビス利用開始	

(4) 今後のスケジュール

日 程	内 容
1 月 2 7 日 (金)	介護支援専門員向け説明会
2 月 6 日 (月)	サービス事業者向け説明会
2 月	利用者周知…職員等の訪問による必要者への総合事業移行案内と 高齡者支援センターとの新たな様式での契約取り交し …更新案内者、未利用者への案内郵送 指定事業者…書類の整備(運営規程、契約書、重要事項説明書等) …利用者・家族への総合事業に移行した旨の説明と、 新たな契約・重要事項説明書等の取り交わし 事業者指定手続き…現行相当サービス(H27.7月以降指定事業者)と、 基準緩和サービスの指定申請受付 総合事業実施要綱の作成
3 月	基準緩和サービス実施事業所との詳細打合せ 被保険者証交付(認定を受けていない事業対象者) 介護支援専門員管理者連絡会(決定事項連絡) 住民周知(広報3月号)、ホームページ、ケーブルテレビ、 窓口、関係機関の会議の席上で説明
4 月～	総合事業開始 基本チェックリスト受付開始・ケアプラン会議受付開始 各種サービス利用開始
5 月～	国保連請求・審査支払

要支援 1・2 の認定を受けている皆様へ =介護予防サービスの仕組みが変わります=

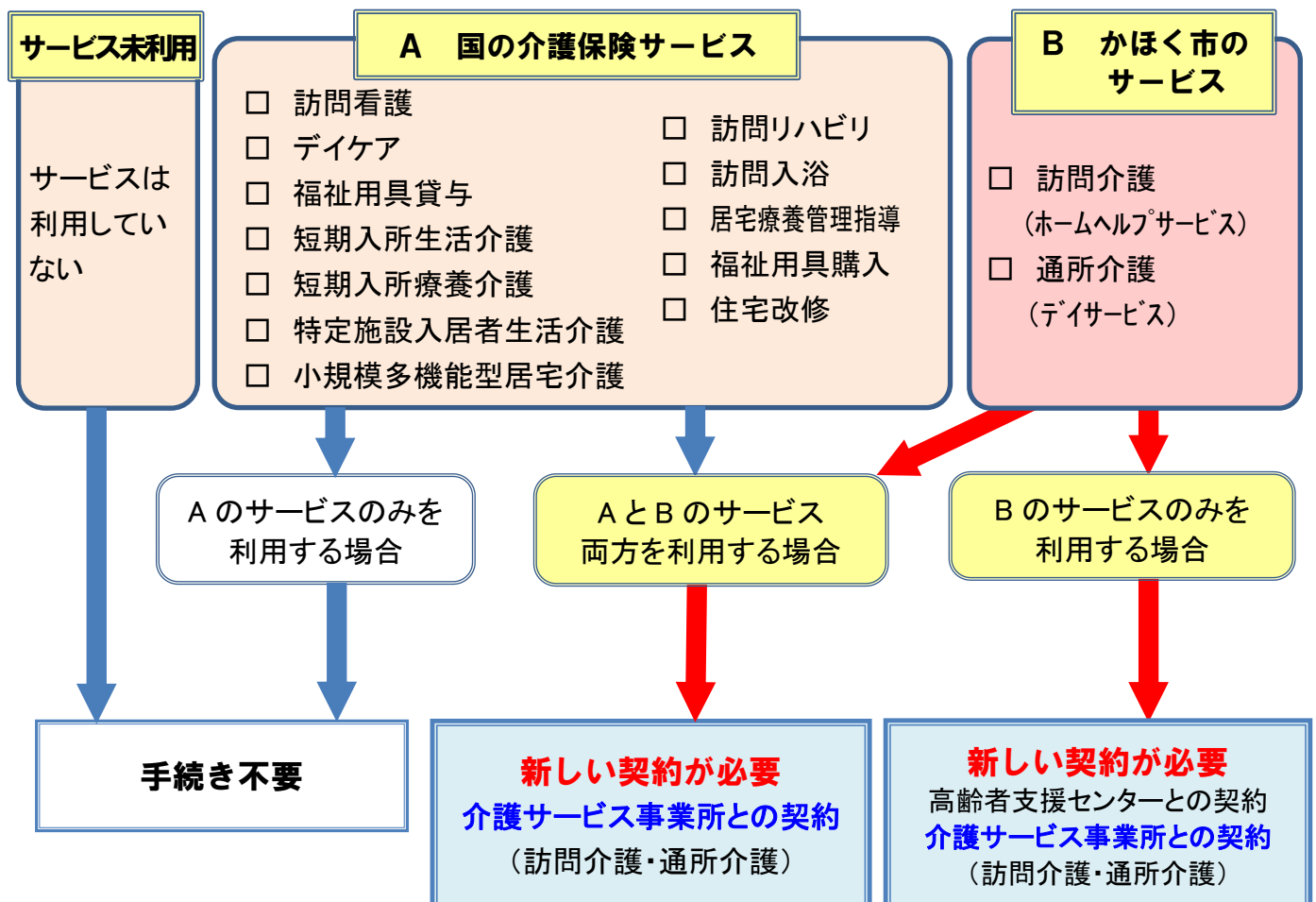
平成 29 年 4 月 1 日より介護予防・日常生活支援総合事業が始まり
「ホームヘルプサービス」と「デイサービス」がかほく市の事業になります。

○介護保険法の改正により、これまで全国一律に同じ仕組みで実施されてきた要支援の人に対するサービスのうち、**訪問介護(ホームヘルプサービス)**と**通所介護(デイサービス)**を、かほく市独自の事業として実施することになりました。

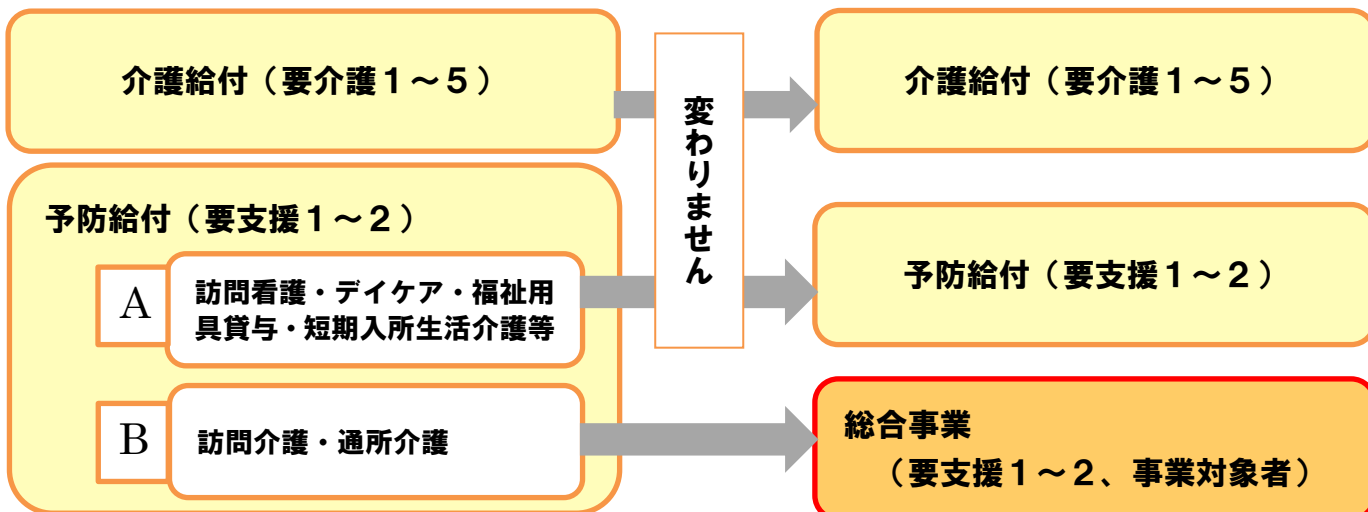
○現在利用しているサービスはそのまま利用することができますが、**訪問介護・通所介護を利用している方は、介護サービス事業所等との契約変更手続きが必要**になります。

※手続きが必要な方のご自宅にかほく市役所職員等が、お伺いしますので、確認・手続きのご協力をお願いします。

あなたの利用するサービスを確認しましょう



<現行の介護保険サービス>



要介護認定等の更新手続きを一部簡素化します。

「訪問介護（ホームヘルプサービス）」、「通所介護（デイサービス）」のみを引き続き利用希望する場合には、介護保険 被保険者証の有効期間満了時に「基本チェックリスト」というアンケートに回答して、総合事業申請することで、要介護認定等の更新手続きをしなくてもサービスを継続利用できるようになります。

よくある質問

Q 今まで利用していた訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）とどう違うの？ 料金は？

A これまで利用していたサービスと内容は変わりません。利用料金も同じ金額です。
ただし、総合事業としてサービス名が変わるため、介護サービス事業所との再契約が必要になります。

Q 他にかほく市独自のサービスにはどんなものがあるの？ 利用の仕方は？

A 「訪問介護」「通所介護」の他に、ホームヘルパーやシルバー人材センターによる掃除・洗濯・調理・買物代行などの「生活支援サービス」、閉じこもりを防止するための半日コースの「ミニデイサービス」などがあります。
各種サービスの利用対象、内容、金額などの詳細については、長寿介護課内高齢者支援センターにご相談ください。



〒929-1195 かほく市宇野気二 81 番地
かほく市役所 市民部 長寿介護課【かほく市高齢者支援センター】
電話：283-7150 FAX：283-3761

要支援 1・2 の認定を受けている皆様へ

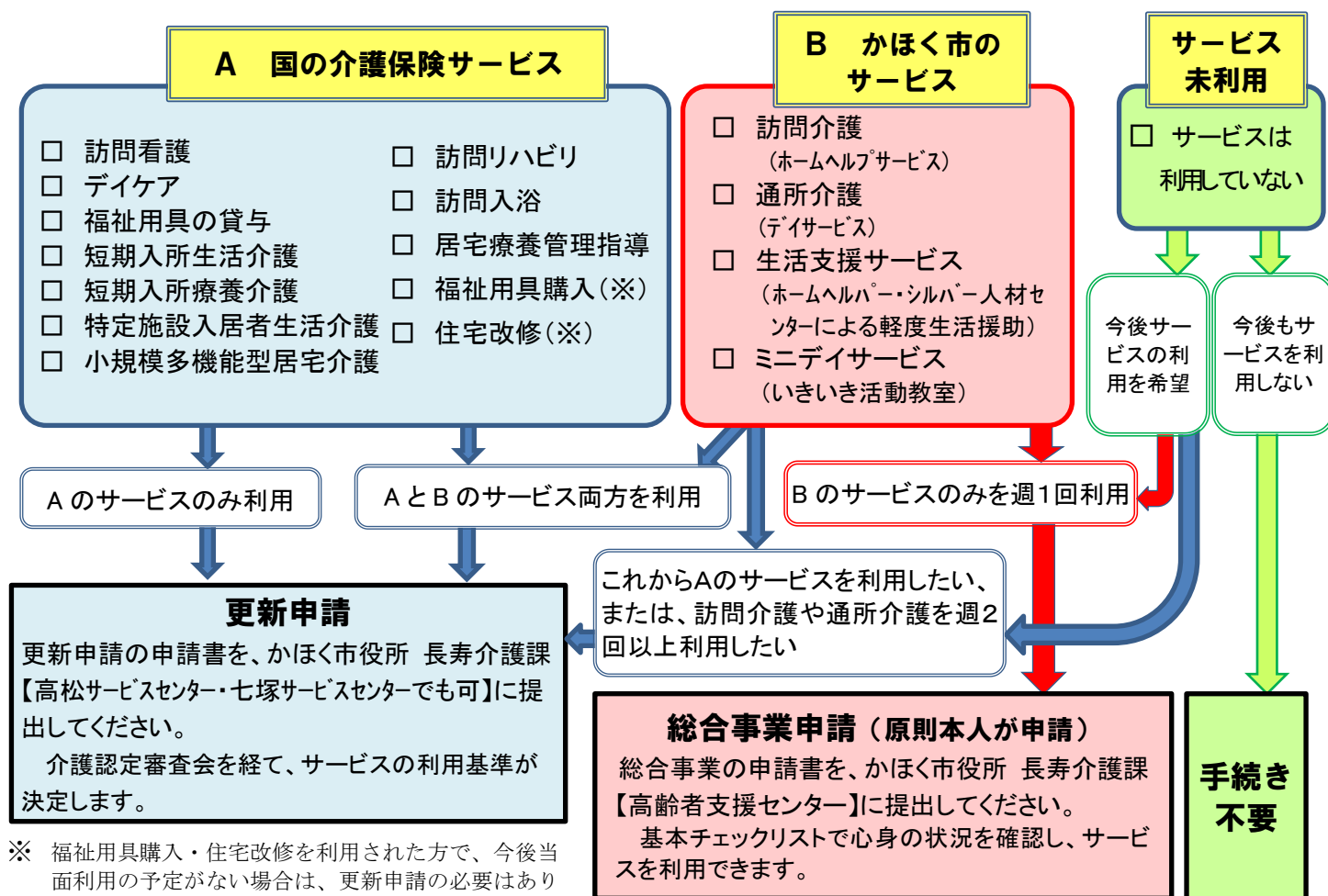
= 更新手続きの仕組みが変わります =

介護保険法の改正により、平成29年4月1日から、これまで全国一律に同じ仕組みで実施されてきた要支援の方に対するサービスのうち、**訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）**が、「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、かほく市独自の事業となります。

そこで、認定の更新時には、

- **国の介護保険サービスを希望される方は、従来通り要支援認定を受けるための更新申請が必要です。**
- **訪問介護・通所介護のみを希望される方は、かほく市への書類提出で利用が可能になります。**（ただし、訪問介護または通所介護を週2回以上利用希望される方は更新申請が必要です。）
- **サービスの利用を希望されない方は、手続きは不要です。**

あなたの利用しているサービスの手続き方法を確認しましょう

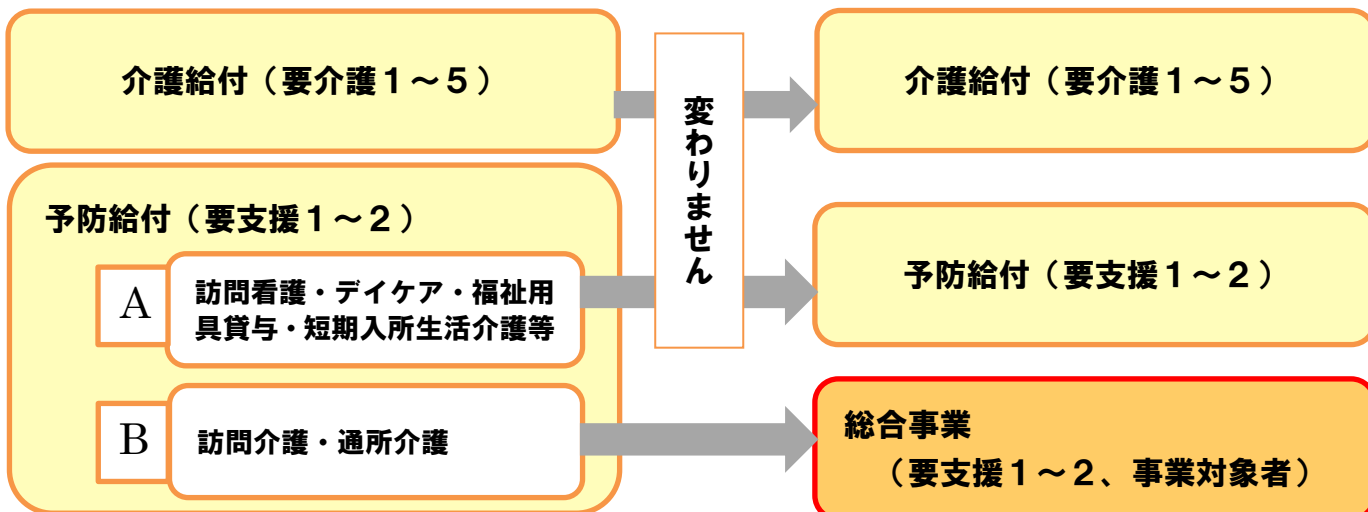


← 従来通りの更新申請

← 総合事業の申請

手続き
不要

<現行の介護保険サービス>



要介護認定等の更新手続きを一部簡素化します。

「訪問介護（ホームヘルプサービス）」、「通所介護（デイサービス）」のみを引き続き利用希望する場合には、介護保険 被保険者証の有効期間満了時に「基本チェックリスト」というアンケートに回答して、総合事業申請することで、要介護認定等の更新手続きをしなくてもサービスを継続利用できるようになります。

よくある質問

Q 今まで利用していた訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）とどう違うの？ 料金は？

A これまで利用していたサービスと内容は変わりません。利用料金も同じ金額です。
ただし、総合事業としてサービス名が変わるため、介護サービス事業所との再契約が必要になります。

Q 他にかほく市独自のサービスにはどんなものがあるの？ 利用の仕方は？

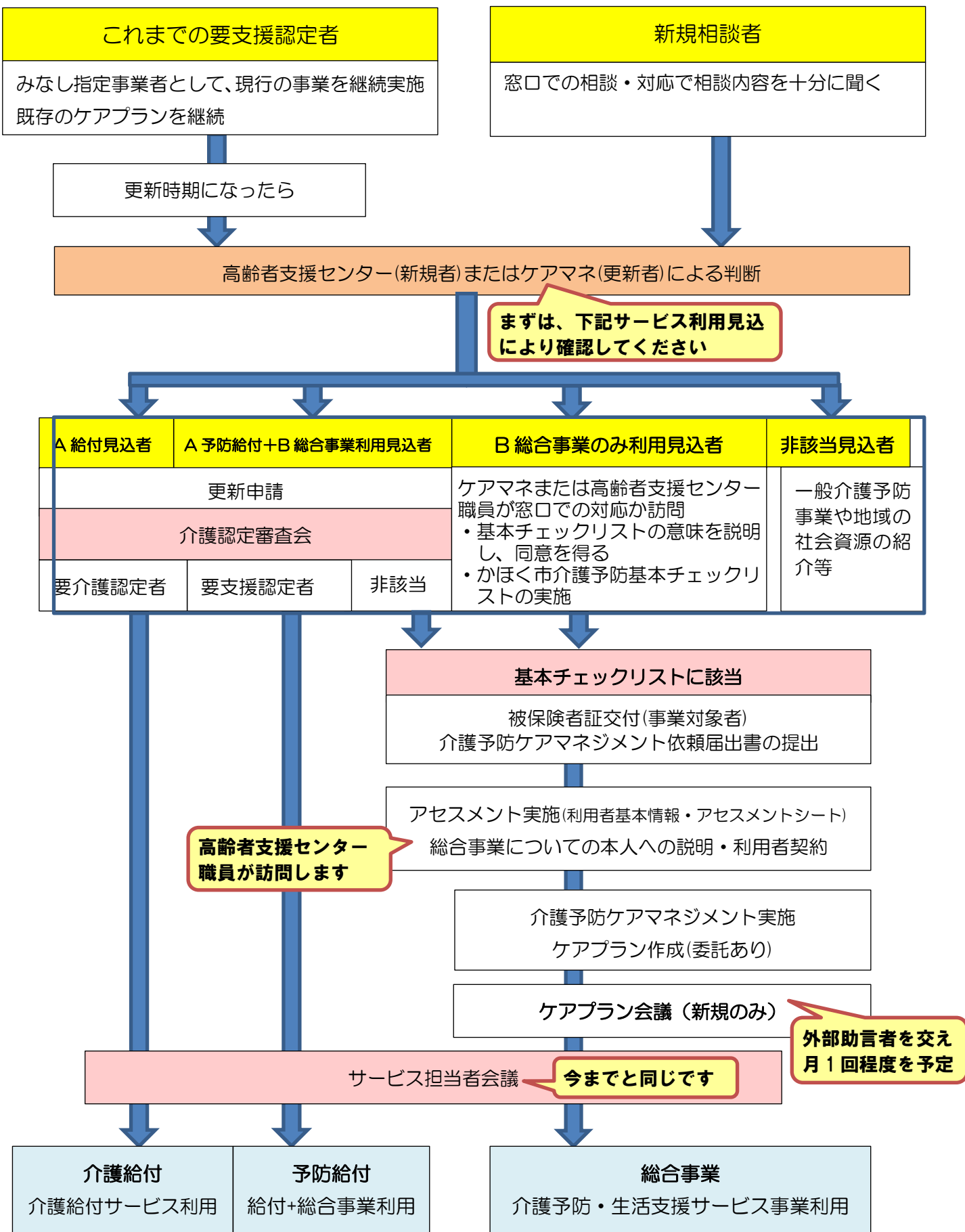
A 「訪問介護」「通所介護」の他に、ホームヘルパーやシルバー人材センターによる掃除・洗濯・調理・買物代行などの「生活支援サービス」、閉じこもりを防止するための半日コースの「ミニデイサービス」などがあります。

各種サービスの利用対象、内容、金額などの詳細については、長寿介護課内 高齢者支援センターにご相談ください。



〒929-1195 かほく市宇野気二 81 番地
かほく市役所 市民部 長寿介護課【かほく市高齢者支援センター】
電話：283-7150 FAX：283-3761

総合事業のサービス利用までの流れ (案)



介護予防ケアマネジメントと利用限度額

利用者区分	サービス利用パターン例		ケアマネジメント費	給付管理	支給限度額
要支援 2	給付のみ		介護予防支援費	あり	10,473 単位
	給付 +	総合事業(訪問型サービス) 総合事業(通所型サービス)			
	総合事業(訪問型・通所型サービス)のみ		介護予防ケアマネジメント 費	あり	
要支援 1	給付のみ		介護予防支援費	あり	5,003 単位
	給付 +	総合事業(訪問型サービス) 総合事業(通所型サービス)			
	総合事業(訪問型・通所型サービス)のみ		介護予防ケアマネジメント 費	あり	
事業対象者	総合事業(訪問型・通所型サービス)のみ		介護予防ケアマネジメント 費	あり	5,003 単位

=介護予防支援と介護予防ケアマネジメント=

○委託請求書の様式が変わります。様式を分けて書いてください。

介護予防給付のみ、または介護予防給付と総合事業を組み合わせた予防プランは「介護予防支援」、介護予防給付を含まず、総合事業のみのプラン作成の場合は、「介護予防ケアマネジメント」になります。

基本的なプロセスは変更ありません。

○委託単価

委託単価は同じ単価(400 単位/月、初回加算 300 単位)を予定しています。

○ケアプラン・記録様式

介護予防支援で使用している記録等の様式を、そのまま介護予防ケアマネジメントで使用する予定です。

○ケアプラン会議

介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも、介護支援専門員の業務は同じです。

新規利用者を中心に、利用者の「自立支援」を目標としたケアプラン作成を一緒に考えます。

4 指定申請・契約事務等について

(1) 事業者の指定について

① 訪問介護・通所介護（現行相当サービス）の指定について

(ア) 平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者

平成 27 年 4 月 1 日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。
なお、指定の有効期間は、平成 30 年 3 月 31 日までです。

(イ) 平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

平成 27 年 4 月以降に指定された事業者については、みなし指定の対象になりませんので、かほく市に申請を行う必要があります。

平成 29 年 2 月 28 日までの申請により平成 29 年 4 月 1 日にそれぞれ「訪問介護相当サービス」・「通所介護相当サービス」の指定を行います。

② 生活支援サービス・ミニデイサービスの指定について

参入する全ての事業者について、申請により「生活支援サービス」・「ミニデイサービス」の指定を行います。なお、平成 29 年 4 月 1 日から事業を行う場合は、平成 29 年 2 月 28 日までに届出が必要となります。

◎サービス毎の指定申請・届出・サービスコード

サービス名	事業所種別	指定申請	事業費算定に係る届出	サービスコード
訪問介護相当サービス (現行相当)	平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（みなし事業者）	不要	不要	A1
	平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者／新規参入の事業者	必要	必要	A2
生活支援サービス (基準緩和 A)	参入する全ての事業者	必要	必要	A3
通所介護相当サービス (現行相当)	平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者（みなし事業者）	不要	不要	A5
	平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者／新規参入の事業者	必要	必要	A6
ミニデイサービス (基準緩和 A)	参入する全ての事業者	必要	必要	A7

◎各サービスの指定基準・報酬単価等

〔訪問型サービス〕

サービス種別		訪問介護相当サービス	生活支援サービス
サービス内容		現行の訪問介護を基準とした、本人の心身の状況に応じた専門的な身体介護や生活援助	専門職による支援を必要としない、掃除・洗濯・調理やゴミの分別、買物代行などの生活援助
人員基準	管理者	常勤・専従 1 以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従 1 以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
	訪問介護員等	常勤換算 2.5 以上 【資格要件】介護福祉士・介護職員初任者研修等終了者	従事者は、必要数 【資格要件】現行の資格要件又は一定の研修修了者
	サービス提供責任者等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上(一部非常勤可) 【資格要件】介護福祉士・実務者研修修了者・3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	訪問事業責任者は、従事者のうち必要数 【資格要件】従事者に同じ
設備		○事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備及び備品	
運営	○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止		○必要に応じ、個別サービス計画の作成
	○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供等 ※記録等の保存期間は、5 年間 (地方自治法第 236 条第 1 項)		
報酬単価 ※1 単位 10 円		国が示す単価 (月包括報酬) 週 1 回程度 月 1,168 単位 (11,680 円) 週 2 回程度 月 2,335 単位 (23,350 円) その他 加算等はサービスコード表参照	月包括報酬 週 1 回程度 月 860 単位 (8,600 円) その他 加算なし
利用者負担額		介護給付の利用者負担割合 (報酬の 1 割。ただし、一定以上所得者は 2 割)	
限度額管理		限度額管理の対象・国保連で管理	

〔通所型サービス〕

サービス種別		通所介護相当サービス	ミニデイサービス
サービス内容		現行の通所介護を基準とした、体操、機能訓練、レクリエーション、入浴等（送迎・入浴あり）	閉じこもり予防や自立支援のための運動・レクリエーション等（送迎あり） 提供時間は、1回2時間半以上 ※実施に当たっては、介護給付事業と日時・場所を分けて行う。 ※必要に応じて食事や入浴等の提供を行った際の費用は、利用者の実費負担とする。
人員基準	管理者	常勤・専従1以上 （支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）	専従1以上 （支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）
	生活相談員	専従1以上	—
	看護職員	専従1以上	—
	介護職員	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき専従0.2以上 ※生活相談員・介護職員の1人以上は常勤	～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき専従0.1以上
	機能訓練指導員	1以上	
設備		○食堂・機能訓練室 （3㎡×利用定員以上） ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備及び備品	○サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備及び備品
運営		○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止	○必要に応じ、個別サービス計画の作成
		○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○従事者又は従事者であった者による秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供等 ※記録等の保存期間は、5年間（地方自治法第236条第1項）	
報酬単価		国が示す単価（月包括報酬） 週1回程度 月1,647単位（16,470円） 週2回程度 月3,377単位（33,770円） その他 加算等はサービスコード表参照	月包括報酬 週1回程度 月1,430単位（14,300円） その他 加算なし
※1単位10円			
利用者負担額		介護給付の利用者負担割合（報酬の1割。ただし、一定以上所得者は2割）	
限度額管理		限度額管理の対象・国保連で管理	

(2) 事業者と利用者の契約等について

かほく市介護予防・日常生活総合事業の開始に伴って、各事業所において、契約書、重要事項説明書、運営規程などの内容に修正が必要となります。

この修正が必要と考えられる箇所について、主なものを下記のとおり例示しますので、参考資料として活用願います。

		変更前	変更後		備考
文言の修正例	①	要支援 1、2	要支援 1、2、総合事業対象者		要支援認定を受けておらず、チェックリストのみの実施による利用者の「総合事業対象者」を追加
	②	介護予防訪問介護	第 1 号訪問事業		介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号
	③	介護予防通所介護	第 1 号通所事業		介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号
	④	介護予防サービス計画	介護予防サービス・支援計画		予防給付サービスを利用しない要支援認定者や総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントも含むため。
	⑤	介護予防支援	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント		予防給付を利用する場合は介護予防支援、総合事業のサービスのみ利用の場合は介護予防ケアマネジメントとなる。
	⑥	介護予防訪問介護計画	第 1 号訪問サービス計画		
	⑦	介護予防通所介護計画	第 1 号通所サービス計画		
	⑧	サービス提供責任者	国基準相当の場合	サービス提供責任者	市独自緩和型サービスにおいては、訪問事業責任者（国基準相当においては、サービス提供責任者のまま）
			市基準緩和型の場合	訪問事業責任者	
内容の修正例	⑨	(契約の目的) 必要に応じて、関係法令や国ガイドライン等を参照に修正・追加			国基準相当のみ実施の場合は、従来の介護予防事業と同様で構わないが、市独自基準型を実施する場合は、総合事業としての目的を追加することが望ましい。
	⑩	(総合事業対象者の契約期間) 例 1 利用者の介護予防サービス・支援計画に基づく期間を契約期間とする。 例 2 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。 等			かほく市は、総合事業対象者に対する有効期限を定めないため、要介護・要支援認定の有効期限を契約期間としている場合は、総合事業対象者の契約期間を別に定める必要がある。 要介護・要支援認定者の契約期間と分ける場合は、例 1 が考えられ、要介護・要支援認定者とまとめて契約期間を定める場合は、例 2 が考えられる。
	⑪	(利用料・職員体制等) 市独自緩和型の基準に即したものを記載			
	⑫	(契約の終了) 総合事業の対象者ではない利用者の要介護状態区分が自立となったとき			総合事業の対象者の場合、要介護状態区分が自立の可能性があるため。

5. 国保連請求について（省略）